



賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] (以下「甲」という) と賃借人 [redacted] (以下「乙」という) は後記表示物件 (以下「本物件」という) につき、双方合意のうえ下記条項による賃貸借契約を締結した。
よって、その証としてこの契約書2通を作成し、署名捺印のうえ各自1通を保有する。

記

第1条 (使用目的)
甲は乙に対して、本物件を [redacted] 野立看板設置用地として使用することを認め、乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 (賃貸借期間)
賃貸借の期間は、平成20年12月28日より平成21年12月27日までの1年間とする。
ただし、期間満了の3ヶ月前までに意思表示がない場合は、契約は自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

第3条 (賃料)
賃料は年額1万円とし、乙は毎年3月末までに前年度分を甲の口座宛に振込にて支払うものとする。
なお、振込手数料は乙の負担とする。

第4条 (使用上の注意義務)
乙は本物件を [redacted] 野立看板設置用地としてのみ使用するものとし、他の用途に使用することは出来ない。
また、乙は甲の書面による承諾なくして、賃借権の譲渡および転貸はしてはならない。

第5条 (解除約款)
次の場合には、甲は何等の催告を要しないで直ちに本契約を解除し、乙は遅滞なく本物件を明け渡さなければならない。
1. 乙が解散した場合。
2. 乙が他の債務により破産宣告を受けた場合。
3. 乙が第4条の規定に違反した場合。
4. 乙が賃料の支払を6ヶ月以上滞納した場合。

第6条 (解約予告および明渡義務)

1. 甲または乙のいずれかの都合により、契約期間の途中で本契約を解除しようとするときは、相手方に対して3ヶ月前に通知することとする。
2. 乙は本契約が終了したときは、本物件をその責任と負担において原状に復して甲に明け渡さなければならない。
3. 契約期間の途中で本契約を解除した場合は、解除日までの賃料は月割りで計算した金額を支払うものとする。

第7条 (立退料等の要求禁止)
乙は本契約の終了により本物件を明渡す場合、事由の如何にかかわらず、甲に対し立退料その他これに類する金銭もしくは物品の請求はしないものとする。

第8条 (通知)
甲、乙ともに、名義・名称の変更、住所の変更があった場合には、遅滞なく相手方へ文書をもって通知するものとする。

第9条 (前契約の消滅)
この契約の締結により、本物件についてこの契約の締結日以前に甲、乙の間に締結した [redacted] 野立看板設置用地の賃貸借契約は消滅するものとする。

第10条 (信義誠実の原則)
この契約書に定めない事項については、当事者は関係法規並びに慣習にしたがい、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

賃貸借物件の表示
所在地 千葉県四街道市物井270-1番地
物件の名称 土地

平成20年12月28日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)